

カロシュティー文書に見える漢人について

山本光朗

はじめに

内陸アジア古代の鄯善王国に於いて使用された所謂カロシュティー文書の主要部分は、現在3～4世紀に属するものと考えられている。そして主として中期インド語をアラム文字系統の文字で記した同文書中のイラン語系やトカラ語系等の要素は例えば T. Burrow 氏等の研究により一定程度明らかにされ¹⁾、また J. Brough 氏は同王国のクシャン朝との関係や仏教伝播上の位置付けをされた²⁾。一方、同時期の鄯善王国の領域からは少なからざる漢文文書が出土しており、同地域の一部で漢人等による屯田駐留が行なわれていたことを示しているが³⁾、このことが如何に当時の鄯善王国の社会に反映していたかについては、思った程には明らかにされていないように思われる⁴⁾。小稿は主として、鄯善王国内での漢人の存在、及び漢人系と考えられる人物の存在を示すカロシュティー文書2点を提示し、言わば現地文書たるカロシュティー文書の記述の中から3～4世紀の鄯善王国社会と彼等漢人との接点を求め、当時の鄯善王国の社会の一面を少しく提示しようとするものである。

1 鄯善王国内の漢人

カロシュティー文書に於いて“漢人”を指す語として現われるのは、T. Burrow 氏の指摘を俟つまでもなく⁵⁾、チナ cina- SK. cina- なる語であり、この単語は早く『漢書』西域伝・渠犂条に収録されている匈奴(人)の言葉、

秦人、我、若に馬を^お丐えん。

この中の「秦人」、より正確には「秦」であろうが、この語に対するもので、むしろ‘秦人’とでも訳すべきものであるが、本稿で以下通用の“漢人”という語を使用する⁶⁾。

この単語はそれ程多いとは言えないが、それでも若干数のカロシュティー文書の中に登場し、漢人自体を指す場合と、言わば名構成上の一部として現われている場合が認められる。前者の例として、ここに先づ提示するのは *Kh. I.* 番号 No. 686 を付されたカロシュティー文書で

ある⁷⁾。

本文書の出土地は、カロシュティー文書で「王門(rayadvara-)」なる語で表記される鄯善王国の王城の所在地とも言われ、また漢文史料の扞泥城に比定する説もある⁸⁾楼蘭 L. A. 遺跡、その中の IV. v. 遺址で、材木の破片しか留めていないと発掘者の Stein 氏が報じた地点である⁹⁾。遺物番号は L. A. IV. v. 12で、Oval-topped tablet と呼ばれた、長方形の左辺を楕円に近い形にせり出させた形をした木製の文書である。写真図版は *Serindia*, Plate XXXVIII に載せられている。全体の記述は簡潔な記録の感があり、右列と左列とに分け次のように記されている。なお以下で [] を附した部分は *Kh. I. II* で推定された読みである。

本文書の右列には先ず以下の如く記されている。

- (1)aṃ ca nikasitae.
.....が出された。
- (2)[sa] go opim [te] mci cinana vaṃti nikraṃta.
.....[の]牛はオーピン[タ]の (opim [te] mci¹⁰⁾ の漢人 (cina-) 達の許に出発した。
- (3)go [kho] dani dutanaṃ vaṃti nikra [ṃt] i.
.....牛は[コー]ダナ ([kho] dan-a¹¹⁾ の使者達の許に出発[した]。
- (4)go calmadanemci cinana vaṃ [ti] nikraṃta.
.....牛はチャルマダナ (calmadan-a) の漢人達の許[に]出発した。
- (5)go lamga nita.
.....牛をラムガが運んだ。
- (6)go tryakhkṣiyaṣa¹²⁾ vaṃti nikraṃta.
.....牛はトリヤフシ(ヤ) (tryakhkṣi-ya) の許に出発した。
- (7) [ka] yaṃdagaṣa go tryakhkṣiyaṣa vaṃti nikraṃta.
[カ]ヤンダガ [ka] yaṃdaga-) の牛はトリヤフシ(ヤ) の許に出発した。
- (8)[go trya] khkṣiyaṣa vaṃti nikraṃta.
.....[牛はトリヤ]フシ(ヤ) の許に出発した。
- (9)[sa g.] (niyaṃ-) mi cinana vaṃti nikrata.
.....[の牛は] (ニヤ? ¹³⁾) に於ける漢人達の許に出発した。

次いで左列には次のように記されている。

- (1) taḡacaṣa go cinana vaṃti nikrata.
タガチャの牛は漢人達の許に出発した。
- (2) onakaṣa go cozbo kuṇitaṣa vaṃti nikraṃta.
オーナカの牛は主簿のクニタの許に出発した。

- (3) smagantaṣa go cingō nita.
スマガンタの牛をチンゴーが運んだ。
- (4) kuunaṣa go tryakhkṣiyaṣa vaṃti nikraṃta.
クウナ(またはクウン kuun-a)の牛はトリヤフシ(ヤ)の許に出発した。
- (5) kuṃparaṣa go pakhiaṣa vaṃti ni[kraṃta].
クンバラの牛はパキ(ア) (pakhi-a)の許に[出発]した。
- (6) ṣoṭhaṃga pḡenaṣa go cinana vaṃti
ショータンガ(ṣoṭhaṃga¹⁴⁾)のプゲーナの牛は漢人達の許に
- (7) nikrata.
出発した。

本文書は、L. A. 遺址、乃ち楼蘭クロラインナ Kroraṃna- から「牛(go)」の搬出を記録した文書と見られるが、この中に先程の cina- ‘秦人’と言うか漢人の意を表す cina なる語の gen. pl. 型, cinana が比較的顕著に出現する。右列では第2行目で、*Kh. I. II* が適切に go ‘牛’の前に [sa] 補っている如く¹⁵⁾、誰か或る者の牛が「オーピン(タ)の (Opim [te] mci) 漢人(cina-)達の許に出発しており、同様に第4行目ではチャルマダナ (Calmadana) の漢人達の許に出発している。このうち後者のチャルマダナは『漢書』西域伝で鄯善の西方720里に位置したと記されている且末のことで¹⁶⁾、現今の且末県 Charchan に比定される。前者の「オーピン(タ)」については、Burrow 氏が指摘されたように¹⁷⁾、鄯善王国の領域内で発見された他の若干数のカロシュティー文書を見るかぎりこの固有名詞は殆ど人名として現われており、この場合も人名と解すべきものと思われる。それ故、右列第2行目は「オーピン(タ)の(所にいる)漢人達の許」に牛が出発した、と理解してまず間違いないであろう¹⁸⁾。ニヤ遺跡群中の N. I 遺址より発見された No. 157文書には、*Kh. I. I* に拠れば次のような記述がある¹⁹⁾。

nanamciya opimtaṣa goṣaḍ'ammi goṣato asti.

(ニ)ナ人(後述の如く ninamciya の誤記と思われる)オーピンタの牛の柵には(ヴィ)ト牛(go vito)の読みを採る Burrow 説に拠る²⁰⁾が²¹⁾いる。

この記述に拠れば、オーピンタの許には「牛の柵」があり、牛を所有するか、或いは飼うことをしていたようである。なお次節で引用する、同じニヤ遺跡群中の N. XXIV 遺址より出土した No. 518文書によれば、オーピンタは元来ニナ人(H. Lüders 氏は Stein 氏の説と同じくニナ Nina- を現在の民豊県に当るニヤに比定されたが、ニヤ遺跡からコータン Khotana へ向う途中の聚落と見るのが適切と思われる²¹⁾)だった筈で、上引 No. 157文書の nanamciya は ninamciya “ニナ人”の誤記と見てまず間違いない²²⁾。ニナ人オーピンタは、ニヤ遺跡すなわち当時のチャドータの地に居を移し牛の飼育に従事していた者であろう。

右列第9行目では、或る地に居た漢人達の許に牛が出発したことが記されているが、その記事は字が消えかけてよく見えず、また *Kh. I. II* の読みにならってそこに提示した「ニヤ (niyam-)」なる語は当時の地名としては考えにくく²³⁾、ここは何処か別の地の漢人達の許に出発したと見るのが妥当と思われる。

No. 686文書の左列では、第1行目で「タガチャ (Tagaca-) の牛」が、第6～7行目では「ショータンガ (ṣoṭhaṅga, ‘税徴集人’ 程の意味を持つ語で、前稿ではショータムガと表記したが左の如く改める²⁴⁾) のプゲーナ (Pgena-) の牛」が、それぞれに漢人達の許に出発したことを記すが、これらは特に場所を明示しておらず、本文書の出土地で当時の名クロライナ (楼蘭) 近辺の漢人達の許に送られたものと考えられる。

以上見てきたように、楼蘭 L. A. 遺跡出土の No. 686文書の記述は、当時、鄯善王国西部のチャルマダナ、チャドータ、そして恐らく文書出土地の楼蘭クロライナ近辺に漢人達があり、彼等の許へ楼蘭乃ちクロライナから牛が搬出された(それがどのような条件のもとで行なわれたかは不明であるが)ことを示している。問題の牛がどのような用途に用いられたかは不明であるが、楼蘭出土の漢文文書を見ると、「犁與牛」という語があり²⁵⁾、「牛車」「車牛」という語があり²⁶⁾、また「胡牛」という語が記されている場合もあり²⁷⁾、当時の漢人達の、ひいては鄯善国人の牛の用途等を暗示させる。

2 鄯善王権下の漢人(系)高官

前章で見た *Kh. I.* 番号 No. 686文書は、鄯善王国の領域内数個所で漢人が、恐らく一時的に散在していることを示した文書と考えられる。それに対して次に提示するのは、言わば鄯善王権の中に居た漢人系人物の存在を示すカロシュティー文書である。*Kh. I.* 番号 No. 399文書がそれである²⁸⁾。

本文書は、Stein 氏が Takhti-shaped tablet と呼んだ、左辺または右辺に‘把手’の如き突出部を持つ長方形の一枚板文書の一つで、氏がこの形の文書の北インドとの関連を指摘されておられるところから見て²⁹⁾、文書形式としては比較的古型に属するものかもしれない。また本文書の場合3通の書簡が併記収録されているが、別のこの形式の文書ではダルマパダ Dharma-pada の偈の断片が記されている場合等もあり³⁰⁾、後に少し触れる如くこの文書様式は総じて独特の用途に供されるものだったようである。

文書の発見地はニヤ遺跡群の中央よりやや北寄りの N. V. xvi 建物址で、Stein 氏は合掌の姿を思わせる独特な小木像等が出土した同建物址を寺院の小房の如きものと推定されている³¹⁾。なお本建物址の北隣の N. V. xv 家屋址から、Stein 氏は「泰始五(269)年十月戊午朔廿日丁丑」の文字を記した有名な木簡等を発見されている³²⁾。

No. 399文書の遺物番号は N. (V). xvi. 2で³³⁾、写真図版は *Ancient Khotan*, Pl. Cl にやや不鮮明ながら載せられている。同文書所載の3通の書簡のうち問題となるのは次に示す、文書表側

Obverse に記された 1 通である。

- (1) priyadarśanasya priyadevamañnuṣyana yogyadivyaavarśaśatayukāna³⁴⁾
 見目麗しき, 神々と人々に愛された, 天の百年の寿命にふさわしく,
 sunāṃmaparikirtitasya pracakḥkṣadevatasya priyabhṛatu cozbo śamaśenasya ogu
 善き名で讃えられた, 神と称せられた, 愛する兄弟, 主簿(cozbo)のシャマセーナに, オグ(ogu³⁵⁾)の
 ciṃnaphāra cozbo cinyāśa ca arogya koj'alya pariprichaṃti, punapu-
 チンナファアラ(ciṃnaphāra)と主簿のチニヤシャ(cinyāśa)とが健康を問います, 繰り返し
- (2) no bahu³⁶⁾ apramekaṃ ca. tenaṃ ca prathaṃma suṭha śadama yo śrudama
 無限に多く。貴方が健康であると聞き, それにより先ず我等は非常に喜んでいます。
 arogetu. veyammapya aroḡosmi. taṃ śrutva śada bhavitavya. evaṃ ca śaca
 我等も健康です。それを聞いて喜ばれるべきであります。さて(evaṃ ca śaca³⁷⁾),
 mañnuṣya līyīmgeyena iśa viśarjitetu kākāni praceya. taha veyā sarvañadārtha
 貴方はリイムゲー(ヤ)(līyīmge-ya)なる者によりここに卑しき者?(kākā ni? ³⁸⁾)に関する(知
 らせ)を送りました。
 hu [ta] ma³⁹⁾. suṭha na laṃcaḡa
 かくて我等は全てを知るに至りました。貴方が争闘(kālihari⁴⁰⁾)をするなら,
- (3) karetu, yadi kālihari karetu. yo kak'eya līypeya pośarsaśa⁴²⁾
 全く適切(laṃcaḡa⁴¹⁾)な行ないではありません。カケー(ヤ)(kak'e-ya)とリイペー(ヤ)(līype-
 ya)とポーシャルサとが
 ca verena tumahu avarna jalpiti, taha veyā na śradhema.
 怨みにより貴方たちを非難しても, かく我等は信じません。
 kiṃtu taha suṭha na laṃcaḡa karetu, yati kālihari
 それにも拘らず貴方がそれにより争闘をもとめるなら,
 dena margetu. yo gu śa maṃtre ni asaṃta abhatayutu, tu-
 かく全く適切な行いではありません。貴方が言葉を信じぬなら(?)⁴³⁾, 貴方たちに
- (4) smaḡa anārtha bhavati. tade veyā nitya vare margetu.
 利益はないであります。その後, 我等に繰り返し貴方はもとめている。これらの者をここ
 ime iśa veyā varidama. rayakade aṃnati iekha
 で我等は禁じました。王から(rayakade⁴⁴⁾)の命令文書を我等は作成しました。
 kṛdama. yo nīmeyaśa lihitaḡa hasta lekha, tade atra niṅceya kartavo.
 (乃ち,)ニイメー(ヤ)(nīme-ya)により書かれた手書文書(hasta lekha⁴⁵⁾)にある如く, その後そ
 こで確定さるべきです。
 yati na sarajīśatu, hastagata iśa rayadvaramṃi
 もし貴方が合意しないなら, 手中の来たれるもの(hastagata)はここ王門に

- (5) *ativaditavya. yo senade suṭha bhaya traṣa, ma imci ayukta adehi agammiṣyatu.*

運ばれるべきです。(敵?)軍に対する非常な恐懼があっても、決して非理に(ayukta⁴⁶⁾貴方はそこから来ぬように。

taha karyena kartavo, kutu pitu petri nama naṣati.

かく務めにより為されるべきです。何故なら父祖の名が害なわれるからです。

yo punu lymgeya samdeṣa aneṣyati, tade nādartha bhavitavya.

再びリムゲー(ヤ)が知らせをもたらすでしょう、その後、熟知すべきです。

本文書は、オーグ(ogu)のチンナファラ(Cimnapāra)と主簿(cozbo)のチニヤシャ(Cinyaṣa)なる人物が、本文書発見地の N. V. xvi 建物址付近に居た主簿のシャマセーナ(Ṣamaṣena)に宛てた、書簡ないしは“公文書”の写しと見做すべきものである。「写し」と見た理由は、この種の内容を持つ文書は元来、rectangular double tablets と呼ばれる長方形の二枚組文書に内容を保護する形で記されるのに対して、本文書が先に述べた如く Takhti-shaped tablet と呼ばれる元々一枚ものの文書に言わば裸で記されている点、そして本木簡の裏面には内容的に関係があるとは思われない、上に紹介した以外の2通の同じく書簡ないし“公文書”が上下逆に記述されている点からである⁴⁷⁾。Stein氏はE. J. Rapson氏の訳に拠りつつ、書体の相似から内容的に別個の3通を書いたのは同一の書記か、寺院の僧で書記である者と推定され、本木簡を private letter の草稿 draft を記したものとされた⁴⁸⁾。しかし上に提示したその内の1通の内容を見ると、乃ち第4～5行目の記述を見ると、この1通の発信者すなわちオーグのチンナファラと主簿のチニヤシャが、ニヤ遺跡群の遙か東方、漢代の里程では2720里離れた地点にあったとも言われる⁴⁹⁾「王門」に居たことは明らかであり、こうした人物の為に、ニヤ遺跡群中の N. V. xvi 建物址にいた書記が private letter の草稿を作成したとは考えにくい。私は、元々オーグのチンナファラ等2人が「王門」から発信した rectangular double tablets があって、それを用が済んだのち着信地近辺の N. V. xvi 建物址で Takhti-shaped tablet に写したものが上掲の一通で、No. 399文書は、書記の役割を果たすこともあった僧の文例集あるいは練習帳の如きものではなかったかと考えている⁵⁰⁾。なお上掲の一通は、private letter というより寧ろ、こうした内容の文書こそ鄯善王国の“公文書”であったと考えるべきである。

上に提示した1通の内容については、検討すべき点は多々あるが、先ずその大略を述べれば次のようになる。以前、主簿のシャマセーナが訴えて来た事柄、乃ちカケー(ヤ)等3人が「怨み」から争いを仕掛けていること、また「(敵)軍」の脅威が迫っていること等について、前者についてはシャマセーナに理があり近々、ニイメー(ヤ)により書かれた「手書文書(hasta lekha)」により確定すべしという趣旨の「王からの命令文書(amnati lekha)」が届く筈であるということ、また後者については「そこから(adehi)」、乃ち本文書の出土地たる N. V. xvi 建物址の近辺の或る地点から離れるべきではないということなどが、オーグのチンナファラと主簿のチニヤシャにより回答されている。この中で「手書文書」による裁決を指示した王の命令文

書ることが触れられているが、この「手書文書(hasta)」の実質は私が前稿で触れた“証票”の如き文書だったと思われる⁵¹⁾、鄯善王国の裁決に於ける言わば証拠主義のようなものが明示されていて興味深い。

この文書で注目すべき点は、第4行目で「王からの命令文書(amṇati lekha)」を「我等は作成しました(krdama)」と記していて、その際の「我等」が差出人のオーグのチンナファラと主簿のチニヤシャ二人のことと考えられる点である。王からの命令文書 amṇati(anadi 等とも記される⁵²⁾)lekha については、当時のカロシュティー文書では羊皮に書かれた王命文書をそう呼んでいたことが確認されるが⁵³⁾、一方比較的出土例の多いいわゆる楔形の王命文書は kilamudra(‘楔形封印’文書ほどの意味である)と呼ばれることが多い⁵⁴⁾。しかし *Kh. I. I* によれば、No. 296の楔形王命文書は anadi kilamumtra “命令楔形封印(文書)”と呼ばれており、楔形の王命文書も命令文書の範疇に入るものと思われる。このことは、本文書の4～5行目に記されている、おそらくこれから出される命令文書を引用した文言「もし貴方が合意しないなら、手中に来たれるものはここ王門に運ばれるべきです」が、楔形王命文書に頻出する文言、

atra na paribuḷiṣatu, hastagata rayadvarammi viṣajidavo.

汝がそこで分らなければ、手中に来たるものは、ここ王門に送られるべきである。

と相似であることによっても証される⁵⁵⁾。こうした王命文書の作成に、オーグや主簿といったtitleを帯びた人物が関わっていたことはまず注意されねばならない。前者オーグ(ogu)の語義については、F. W. Thomas 及び Burrow の両氏が検討されたが、そのうち後者 Burrow 氏が言われたように、音韻変化上より見て *oggu- の形が想定される最も高位の“title”と考える以外今のところ手がかりはない⁵⁶⁾。ただ先に触れた、本文書の第4～5行目の記述によれば、最も高位のtitleと考えられるオーグのチンナファラも主簿のチニヤシャも、当時の鄯善国の王庭たる「王門(rayadvara)」(「王門」の所在地である扞泥城の位置については、ミーラン Mīran 遺址とする説と、所謂楼蘭 L. A. 遺址と見る説等がある⁵⁷⁾)に居たことは明らかなので、考えてみれば当然ではあるが王の許で、彼等は王命文書の作成に従事したことが分かる。

Kh. I. 番号 No. 518文書は、No. 399文書の出土地の西方約3 km 程の N. XXIV 遺址で出土した楔形王命文書であるが、同文書は No. 399文書と同じく主簿シャマセーナと、その外にプゴー(Puḡo)なる人物に宛てられていて、その2行目には次のような記述がある⁵⁸⁾。

ahuno iṣa ogu cinaphāra viṃṇāveti, yatha nina vastava opimta aṃṇeṣa bhāgena sphaṣavaṃṇa
今ここでオーグのチナファラが報じている、ニナの住人のオーピンタが他の者達の代わりに衛戍を行
kareṃti.

なっている、と。

この王命文書の内容をいま少し補足して説明すると、ニナの住人オーピンタが他の者達の代わりに衛戍を課されているが、その違法なこと、及びそれに関する調査をシャマセーナ等に命じたものである。この内容から同文書が出土した、ニヤ遺跡群中の N. XXIV 遺址付近で生じた案件が、上で「王門」に居ることが確認されたオーグのチナファラ (チンナファラ) によって、王に報告されていることが分かる。なおこの訴えを起こしたのは勿論オーピンタ本人であり、その訴えがチナファラ (チンナファラ) を通して王の耳に達したものであろう。このように No. 518 文書の記述内容は、オーグのチ(ン)ナファラが王の左右に居て訴状を取り次いでいたことを示している。そしてその際、上掲 No. 399 文書の例を考慮に入れば、カロシュティー文書に現われる王命の決定作成には、こうした言わば側近或いは秘書官とでも言うべき人物の存在が考えられるのである。

ところで、こうした役割の人物と見做されるチンナファラ (Cimnaphara) であるが、その名をいま少し細かに見てみると、その名構成はさらに Cimna phara と分析することが出来、名構成の前半部 Cimna が前節で見た cina- =SK. cīna- に対応することが分かる。それ故、その名は「チ(ン)ナ人のファラ phara (或いはファル phar-a)」という意味をもつ名と考えられる。なおこの分析の仕方は後に少し触れる如く、Burrow 氏が本文書を訳す際解釈は違うが提示されており、また *Kh. I. III* の Index には同様の名構成を持つ若干数の別の人物名が収録されている⁵⁹⁾。

少しく別の史料であるが、『後漢書』西域伝の于寘国条を見ると、元嘉二 (152) 年に西域長史の王敬なる人物がいて、この人物が拘弥国 (ニヤ遺跡群に比定されている「精絶国」の、西方460里に位置した「国」で⁶⁰⁾、カロシュティー文書では Khem-a と表記される⁶¹⁾ の王である成国と共に、西隣の于寘国に行き于寘王の建を宴席で殺害した事件のことが記されているが、そのなかに、吏士が殺害を躊躇した時のこととして、次のような記述がある⁶²⁾。

時に成国の主簿の秦牧は(王)敬に随いて会に在り、刀を持ち出でて曰く、大事已に定まれり、何為れぞ復た疑うや、と。即ち前みて建を斬る。

この史料で、内陸アジアの小国である拘弥国の王の名が中国的な「成国」であった点については姑く措くとしても、精絶=ニヤ遺跡群=チャドータの西460里に位置した拘弥国で、2世紀中頃、王の臣下として「主簿」の「秦牧」なる名の者が居り、事件に重要な働きをした点は注目されねばならない。「主簿」なる官名は、既に出てきた如く、3～4世紀に比定される鄯善王国のカロシュティー文書ではチョーズボー cozbo として頻出する title である⁶³⁾。また「秦牧」なる名については、この名をカロシュティー文字で表記するとすれば、Cin-a、或いは Cimn-a をその前半部に持つ名となる筈で、この「秦牧」なる名の名構成は、上記 No. 399 文書のオーグのチンナファラ Cimnaphdra の名構成と平行であることが分かる。私は両者はいづれも漢人(系)か、或いは漢人と強く関わりを持った人物と見做すのが妥当ではないかと思う。なお

No. 399文書にはチンナファラの名と並んで主簿チニヤシャ(Cinyaśa)なる人物の名が記されているが、この名を Burrow 氏は *Cin(-a-)yaśa とみなし、インド語の yaśa (例えば SK. yaśas 等) = イラン語の p̄hara (例えば Phl. xwarah 等の語を指していると思われる⁶⁴⁾) として、同義の名構成と考えられたが⁶⁵⁾、この点はいま少し考慮の余地がある⁶⁶⁾。また No. 399文書の1行目を見ると、チンナファラ等が受取人の主簿シャマセーナのことを「愛する兄弟 (priyabhratu)」と呼んでいるが、*Kh. I. III. Index* が指摘する如く、この語は必ずしも常に実の家族関係を示しているものではなく⁶⁷⁾、むしろこの種の文書では差出人と受取人との間の世代等の上下関係を表現したものと考えられる。

結 語

以上小稿では、主としてカロシュティー文書 No. 686、及び No. 399中の1通を使って、3～4世紀の鄯善王国に於いて、同王国の領域内数箇所複数漢人達の存在が認められること、そして最も高位と思われるオーグ ogu の title を帯びたチンナファラ Ciṃnaphāra なる人物が「王門」で王の側近として王命の作成等に関係し、この人物がその名構成から漢人(系)か、或いは漢人に強く係わりを持つ人物と考えられること等を述べた。ただこうした状況が当時の鄯善王国に於いて常態であったかどうかについては寧ろ不明な点が多く、こうした状況こそが、当時の鄯善王国領域内の一部で行なわれた漢人等の屯田駐留の事実を何らかの点で反映したものである。

ところで上では特に指摘しなかったが、先にその一部を引用した No. 518文書は主簿シャマセーナ Ṣamasena 等に宛てた王命文書で、その中にオーピンタ Opimta のことが記されているが、これら両人は本稿で主として扱った No. 686及び No. 399の両文書にその名が登場している。このことは、No. 686と No. 399の両文書、そして No. 518文書がほぼ同時期のものと見做し得ることを示している。この内主簿シャマセーナについては、*Kh. I. III* が指摘する如く⁶⁸⁾、少なくともマヒリ Mahiri 王治世の17～20年にその名が現われることが分かっているので、これら3文書は共に、カロシュティー文書で見ると第4代の鄯善王と見做されるマヒリ治世前後のものと考えられる。この点でマヒリ王がその王号の一つとして中国の官名「侍中 (jiṭugha)」⁶⁹⁾を帯びている点には興味深いものがある⁷⁰⁾。

なお第3代アングヴァカ王17年の実年代を晋・武帝太康4(283)年とする榎一雄氏の説を妥当と見做す立場に立つと⁷¹⁾、同王の治世は確認されるかぎりでは46年或いは36年の期間にわたるので⁷²⁾、次王マヒリの治世は西晋末期の312年或いは302年頃から始まると算せられる。マヒリ王の治世は少なくとも28年続くことが分かっているので⁷³⁾、この王の治世期はいわゆる楼蘭遺跡発見の李柏文書の推定時期頃に置かれることになる⁷⁴⁾。

注

- 1) 例えば, Burrow 1935a, 1935b 他。
- 2) Brough 1965.
- 3) この点についてはとりあえず林 1985を参照。また長沢和俊・伊藤敏雄の両氏には, 魏晋期の楼蘭屯戍に関する諸論考がある。
- 4) 楼蘭等の遺址から出土する漢文文書だけを見る限り, 当時の鄯善王国社会との接点は殆ど見い出せず, 全く別個に存在していたかの如き印象がある。
- 5) *Kh. D.* : 89.
- 6) 「秦人」の呼称の問題点については, とりあえず自鳥 1931 : 242-246を参照。
- 7) *Kh. I. II* : 258.
- 8) 榎 1965.
- 9) Stein 1921 : 379-380, 435 : Plans 23, 24.
- 10) suffix -emci については, *Kh. D.* : §. 77を見よ。
- 11) suffix -i については *Kh. D.* : §. 75参照。コーダナ或いはコーダン Khodan-a は漢文史料の「于真」に対応する。
- 12) *Translation* : 140の如く, *Kh. I. II* : 258, n. 2の trya- の読みを採るべきと思う。
- 13) 後述の如く「ニヤ niya-」なる地名はカロシュティー文書に他に用例が無く, *Kh. I. III* : Index もこの語を収録していない。この個所は殆ど読めず, 姑く *Kh. I. II* が推定した読みを示しておく。
- 14) 「ショータンガ(ショータムガ)」については山本 1997 : 100-103を参照。
- 15) *Kh. I. II* : 258.
- 16) 『漢書』西域伝・上・鄯善国条参照。
- 17) *Translation* : 140の No. 686文書に対する note を見よ。
- 18) 注10)に同じ。
- 19) *Kh. I. I* : 62. また Stein 1907 : 326, 395を参照。
- 20) *Kh. I. I* : 62は gošato と読むが, *Kh. I. III* : Index では go šato (go vito) で収録している。Burrow 氏は括弧内の読みを採ったのであるが, vito の語義は不明である [*Translation* : 28-29, note, šato- ; *Kh. D.* : 120, vito-]。
- 21) Lüders 1939 : 35-36. 及び山本 1991 : 123-124参照。
- 22) *Kh. I. II* に拠れば, No. 500文書に ninamci mamnuša ‘ニナ人の男’ なる語が現われている [*Kh. I. II* : 180]。
- 23) ニヤ niyam-(niya-) については, *Kh. I. III* : Index は不確かさ故か収録せず, *Translation* : 140は “Niya (?)” とする。今のところ当時ニヤなる地名があったとは考えにくい。
- 24) 注14)に同じ。
- 25) Chavannes 1913 : 164, No. 755, Pl. XXIV. なお伊藤 1990 : 133には「牛」の語が見える漢文文書のリストがある。
- 26) Conrady 1920 : 87-88, No. 10, Tafel, Abt. I-X.
- 27) Conrady 1920 : 92, No. 14-2, Tafel, Abt. I-XVII.

- 28) *Kh. I. I* : 142-143.
- 29) Stein 1907 : 269, 362.
- 30) *Kh. I. II* : 184-185, No. 510, Plate VII. また *Kh. I. II* : 185, No. 514, Pl. IX は僧に関わる韻文の如きものを記す。
- 31) Stein 1907 : 374-375及びPl. LXX の N. xvi 像。
- 32) Chavannes 1927 : 537-542.
- 33) Stein 1907 所収の文書の遺物番号は、後刊の *Serindia* の如くには発掘遺址番号が正確に付されていない傾向がある。No. 399文書の遺物番号は N. xvi. 2 より *Serindia* 風に N.(V). xvi. 2 とすべきであろう。
- 34) -sata- を *Kh. I. III* : Index, 365は -satā- として収録するが Plate からは見えない。
- 35) オーグ ogu- については *Kh. D.* : 80-81を参照。
- 36) *Kh. I. I* : 142は transliterate で "bahu" を落としている。
- 37) evaṃ ca śaca については *Kh. D.* : 128の śa ca の項で簡潔に説明されている。
- 38) Burrow 氏は kākāni を SK. kāka- 'a crow' と関連付けられたが、SK. kāka- には 'an impudent or insolent fellow' の意もあり [Monier Monier-Williams, *SK. Dict.* : 66], 今はこの意に採る。
- 39) *Kh. I. I* : 142の読みに拠る。
- 40) kālihari については Turner 1966 : 149の kalahakāla- との対応を見るべきである。
- 41) laṃcaḡa の語義については *Kh. D.* : 114を参照。
- 42) po- の読みはこの辺り不明で *Kh. I. I* : 142-143も母音符号の読みを確定していない。Translation : 81に拠っておく。
- 43) yo 以下 abhatayutu 迄は不明な点が多く、仮の訳である。
- 44) rayaka- の abl. sg. であるが、他のカロシュティー文書の用例 rayakaṃmi 等から見て [*Kh. I. III* : Index, 366] '王家' 程の意味を持つ語かもしれない。
- 45) hasta lekha を私は「手書文書」と訳したが、実質的には山本 1996で詳しく触れた「証票」の如きものをそう呼んだようである。例えば *Kh. I. II* : 226, No. 598の記述がその証となろう。この点についてはいずれ稿を改めて論じるつもりである。
- 46) *Kh. I. III* : Index, 332, ayukta- は、読みとしては字形が若干似た aśubha を採るべきと言う。意味としては SK. も同形の ayukta が適切である。
- 47) *Kh. I. I* : 142-143. Pl. C1.
- 48) Stein 1907 : 365. n. 8.
- 49) 『漢書』西域伝・上・鄯善国及び且末国条に拠れば、鄯善～且末間720里で、且末～精絶(ニヤ遺跡群)間2000里である。
- 50) 書記の役割を果たす僧の例は、たとえば Nos. 331, 575, 677等の文書を参照。
- 51) 注45)と同じ。
- 52) 山本 1966 : 111, 注(68)参照。
- 53) Nos. 272, 329等の文書の記述を見よ。
- 54) cf., *Kh. D.* : 83, kilamudra- ; Stein 1907 : 368.

- 55) v., *Kh. I. III* : 273, No. 729. その他 No. 386等同様の文言を持つ王命を記した文書は多い。
- 56) *Kh. D* : 80-81, ogu-.
- 57) この問題については例えば、山本 1984 : 44-47を参照。
- 58) Stein 1921 : 225-227, 258-259 ; *Kh. I. II* : 189, No. 518.
- 59) *Translation* : 82 ; *Kh. I. III* : Index, 344.
- 60) 『漢書』西域伝・上・精絶国条。
- 61) 山本 1991 : 122-123参照。
- 62) 『後漢書』西域伝・于寘国条。原文は、「時成国主簿秦牧，随(王)敬在会。持刀出曰，大事已定，何為復疑。即前斬建」である。
- 63) チョーゾボー cozbo は榎一雄氏により「主簿」に比定された [榎 1971 : 148]。
- 64) Mackenzie 1971 : 96.
- 65) *Translation* : 82.
- 66) 私は *Kh. I. III* : Index, 344に若干数収録されている cinaša なる名が、チニヤシャ cinyāša の名と何らかの関連を持つ可能性を考えている。
- 67) v., *Kh. I. III* : Index, 358, priya bhratu-.
- 68) *Kh. I. III* : 'kings and regnal years', 323.
- 69) jīṭugha=「侍中」については、Brough 1965 : 590-591を参照。
- 70) cf. *Kh. I. III* : 'Table of kings and regnal years', 327.
- 71) この問題については山本 1996 : 103-104を参照されたい。
- 72) v., *Kh. I. III* : 'Table of king and regnal years', 326-327.
- 73) v., *Kh. I. III* : 'Table and king and regnal years', 327.
- 74) 李柏文書の推定時期については、例えば羽田亨氏は328～330年頃とされている [羽田 1911 : 520-522]。

参考文献

- Kh. I. I* : A. M. Boyer, E. J. Rapson and E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, part I, Oxford, 1920.
- Kh. I. II* : A. M. Boyer, E. J. Rapson and E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, part II, Oxford, 1927.
- Kh. I. III* : E. J. Rapon and P. S. Noble, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, part III, Oxford, 1929.
- Kh. D.* : T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*, Cambridge, 1937.
- Translation* : T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*, London, 1940.
- Brough, J. (1965) Comments on third-century Shan-shan and the History of Buddhism. *BSOAS* 28(3).
- Burrow, T. (1935a) Iranian Words in the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan. *BSOS* 7.

- Burrow, T. (1935b) Tokharian Elements in the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan. *JRAS* 1935.
- Chavannes, É. (1913) *Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan Oriental*. Oxford.
- Chavannes, É. (1927) Chinese Documents from the Sites of Dandān-Uiliq, Niya and Endere. In: Stein, M.A. *Ancient Khotan*. Oxford.
- Conrady, A. (1920) *Die chinesischen Handschriften und sonstigen Kleinfunde Sven Hedins in Lou-lan*. Stockholm.
- Lüdes, H. (1939) Zu und aus den Kharoṣṭhī-Urkunden. *AO* 18.
- Mackenzie, D. M. (1971) *A Concise Pahlavi Dictionary*. Oxford.
- Stein, M. A. (1907) *Ancient Khotan*. Oxford.
- Stein, M. A. (1921) *Serindia*. I-V. Oxford.
- Turner, R. L. (1966) *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan Languages*. Oxford.
- 伊藤敏雄 (1990) 魏晋期楼蘭屯戍の基礎的整理 『東洋史論』6.
- 榎 一雄 (1971) 中央アジア・オアシス都市国家の性格. 増補再録: 榎一雄 『シルクロードの歴史から』研文出版 1979.
- 榎 一雄 (1965) 鄯善の都城の位置とその移動について 『オリエント』8(1).
- 白鳥庫吉 (1931) 大秦伝に現はれたる支那思想 『桑原博士還暦記念東洋史論叢』, 再録: 『西域史研究』下岩波書店 1981.
- 羽田 亨 (1911) 大谷伯爵所蔵 新疆史料解説 『東洋学報』1(2). 再録: 羽田亨 『羽田博士史学論文集』上(歴史編)同朋舎 1957.
- 山本光朗 (1984) 「寄田仰毅」考 『史林』67(6).
- 山本光朗 (1991) 中央アジア古代の鄯善王国に関する歴史的・民族学的研究 『三島海雲記念財団研究報告書』27.
- 山本光朗 (1996) カロシュテイー文書No.571について 『北海道教育大学紀要』第I部A47(1).
- 山本光朗 (1997) カロシュテイー文書No.580について 『北海道教育大学紀要』第I部A48(1).
- 林 梅村 (1985) 『楼蘭尼雅出土文物』文物出版社.

(北海道教育大学旭川校)